

家庭での危険物の貯蔵取扱いについて

1. 危険物の貯蔵取扱いについては、消防法、亀山市火災予防条例等で規制されています。規制対象の区分は以下の表のとおりです。

数量	構造、設備	届出等	貯蔵取扱いの基準
指定数量の5分の1未満	—	—	規制有り
指定数量の5分の1以上 指定数量の2分の1未満	規制有り	—	規制有り
指定数量の2分の1以上 指定数量の未満	規制有り	届出必要	規制有り
指定数量以上	規制有り	許可必要	規制有り

※指定数量とは、消防法による危険物の品名ごとに定められた数量です。
下記の指定数量表を参考にしてください。

指定数量表（代表的なものを抜粋）

類別	品名	指定数量
第4類	第1石油類（ガソリン）	200ℓ
	アルコール類（消毒用アルコール）	400ℓ
	第2石油類（灯油・軽油）	1,000ℓ

数量の計算方法

①ガソリンの場合（貯蔵取扱数量を20ℓとする）

$$\text{貯蔵等の量 } 20\ell \div \text{ガソリンの指定数量 } 200\ell = 0.1\text{倍}$$

②アルコールの場合（貯蔵取扱数量を40ℓとする）

$$\text{アルコールの貯蔵等の量 } 40\ell \div \text{アルコールの指定数量 } 400\ell = 0.1\text{倍}$$

複数の危険物を同一場所で貯蔵・取扱う場合は合算となりますので注意してください！

ガソリンとアルコールを同時に貯蔵・取扱う場合（①と②を引用）

$$\text{ガソリン } 0.1\text{倍} + \text{アルコール } 0.1\text{倍} = 0.2\text{倍}$$

2. 貯蔵取扱いの基準（指定数量未満）

危険物を貯蔵取扱う場所では、数量にかかわらず次の規制があります。

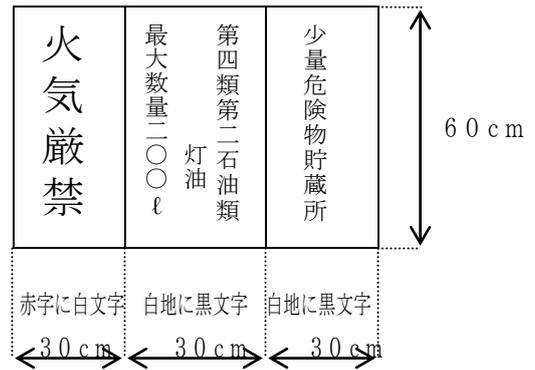
- (1) みだりに火気を使用しない。
- (2) 常に整理及び掃除を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要なものを置かない。
- (3) 危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないようにする。
- (4) 容器は、破損、腐食、さけめ等がないこと。
- (5) 容器は、みだりに転倒、落下させない。
- (6) 容器は、地震等により容易に転落、転倒又は他の落下物により損傷を受けないようにする。

3. 規制の内容（指定数量の5分の1以上指定数量未満）

（例）灯油を200ℓ貯蔵する場合

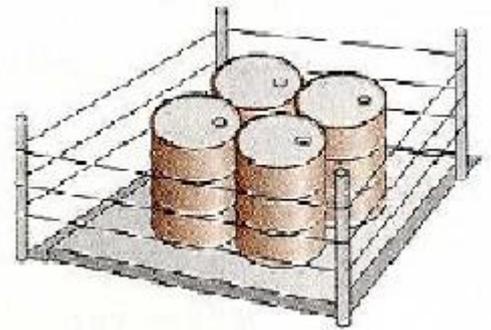
（1）屋外で貯蔵する場合

- ① 見やすい箇所に標識及び掲示板を設ける。
- ② 消火器を設置する。
（粉末ABC10型消火器が望ましい。）
- ③ 貯蔵場所の周囲には、空地を保有する。ただし開口部のない不燃材料で造った壁に面する時は、必要ありません。
（ドラム缶等を貯蔵する場合には、貯蔵場所の周囲を明確に区画することが望ましい。）



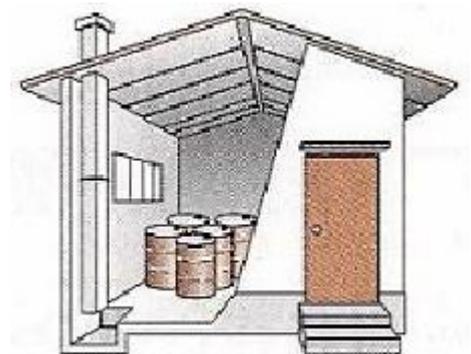
容器等の種類	貯蔵数量	空地の幅
タンク又は金属製容器（ドラム缶等）	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1メートル以上
その他の場合	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1メートル以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2メートル以上

④指定数量の5分の1以上の危険物をタンクで貯蔵する場合は、タンクの材質、板厚、通気管、液面計、防油堤等の規制があります。



（2）屋内で貯蔵する場合

- ① 見やすい箇所に標識及び掲示板を設ける。
- ② 消火器を設置する。
- ③ 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。
- ④ 窓及び出入り口には、防火設備又は特定防火設備を設けること。
- ⑤ 床は、危険物が浸透しないコンクリート等とともに適当な傾斜をつけ、ためますを設けること。
- ⑥ 採光、照明及び換気の設定を設けること。
（ガソリンなど引火点が40℃未満の危険物を貯蔵する場合には、排出設備が必要です。また、電気工事は防爆工事が必要です。）



以上の他にも一定数量以上の危険物を貯蔵取り扱う場合は、構造、設備など技術的規制がありますので、詳しいことは消防本部へお問い合わせください。
問合先：亀山市消防本部予防課 電話：0595-82-9492